

令和5年10月18日 午後3時
足立区役所8階 庁議室

第1回足立区自転車活用推進計画策定委員会資料

- 1 足立区自転車活用推進計画策定委員会名簿（別紙1）
- 2 第1回自転車活用推進計画策定委員会次第（別紙2）
- 3 足立区自転車活用推進計画策定に向けて（別紙3）
- 4 足立区自転車活用推進計画（第一回委員会資料）
- 5 自転車ネットワーク計画編（第一回委員会資料）
- 6 アンケート調査結果（速報値）

足立区自転車活用推進計画策定委員会名簿（敬称略）

区分	団体名	役職	氏名	
1	学識経験者	流通経済大学	教授	板谷 和也
2	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部経営戦略ユニット マネージャー	松本 剛
3		首都圏新都市鉄道株式会社	経営企画部推進役兼経営戦略課課長 (地域政策担当)	島貫 浩
4		東京地下鉄株式会社	開発連携・工事調整担当課長	廣元 勝志
5		東武鉄道株式会社	東武北千住駅管区長	大根田 文雄
6		京成電鉄株式会社	計画管理部 課長	山下 知晃
7		東京都交通局電車部	電車部事業戦略担当課長	与田 伸子
8	バス事業者	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	米澤 暁裕
9	交通管理者	警視庁千住警察署	交通課長	久松 保文
10		警視庁西新井警察署	交通課長	北上 達也
11		警視庁竹の塚警察署	交通課長	長岡 孝浩
12		警視庁綾瀬警察署	交通課長	蝦名 正一
13	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課長	関 肖
14		東京都建設局第六建設事務所	補修課長	吉澤 一之
15	自転車関連事業者	OpenStreet株式会社	プラットフォーム統括エリア開発部長	本間 晃章
16	区内関係団体	足立区友愛クラブ連合会	副会長	下川 英季
17		足立区商店街振興組合連合会	理事長	鈴木 健嗣
18		小学校PTA連合会		村上 和生
19		足立区障害者団体連合会	事務局長	金子 孝一郎
20		足立区観光交流協会	事務局長	坂田 光穂
21		足立区まちづくり推進委員会		上野 剛
22	区職員	都市建設部	部長	真鍋 兼
23		道路公園整備室	室長	吉原 治幸
24		危機管理部	部長	茂木 聡直
25		環境部	部長	荒井 広幸
26		教育指導部	部長	岩松 朋子
27	事務局	駐輪場対策担当課	課長	須藤 純二
28		交通対策課	課長	長澤 友也
29		交通対策課	駐車場推進係係長	松平 匡人
30		交通対策課	駐車場推進係主査	高村 一幸
31		交通対策課	駐車場推進係主任	前田 勝也

第1回足立区自転車活用推進計画策定委員会

次 第

日時：令和5年10月18日（水）午後3時から

場所：足立区役所8階 庁議室

- 1 開会
- 2 足立区都市建設部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 資料説明
- 5 質疑
- 6 事務局からのお知らせ
- 7 閉会

足立区自転車活用推進計画策定に向けて

1 足立区自転車活用推進計画とは

平成29（2017）年5月1日に施行された「自転車活用推進法」に基づき、国や都の自転車活用推進計画を勘案し、足立区の上位計画や分野別計画のほか区内における自転車利用に関する現状を踏まえ、持続可能な都市づくりを進める視点から自転車の活用推進施策について取りまとめます。

2 足立区自転車活用推進計画策定委員会の進め方

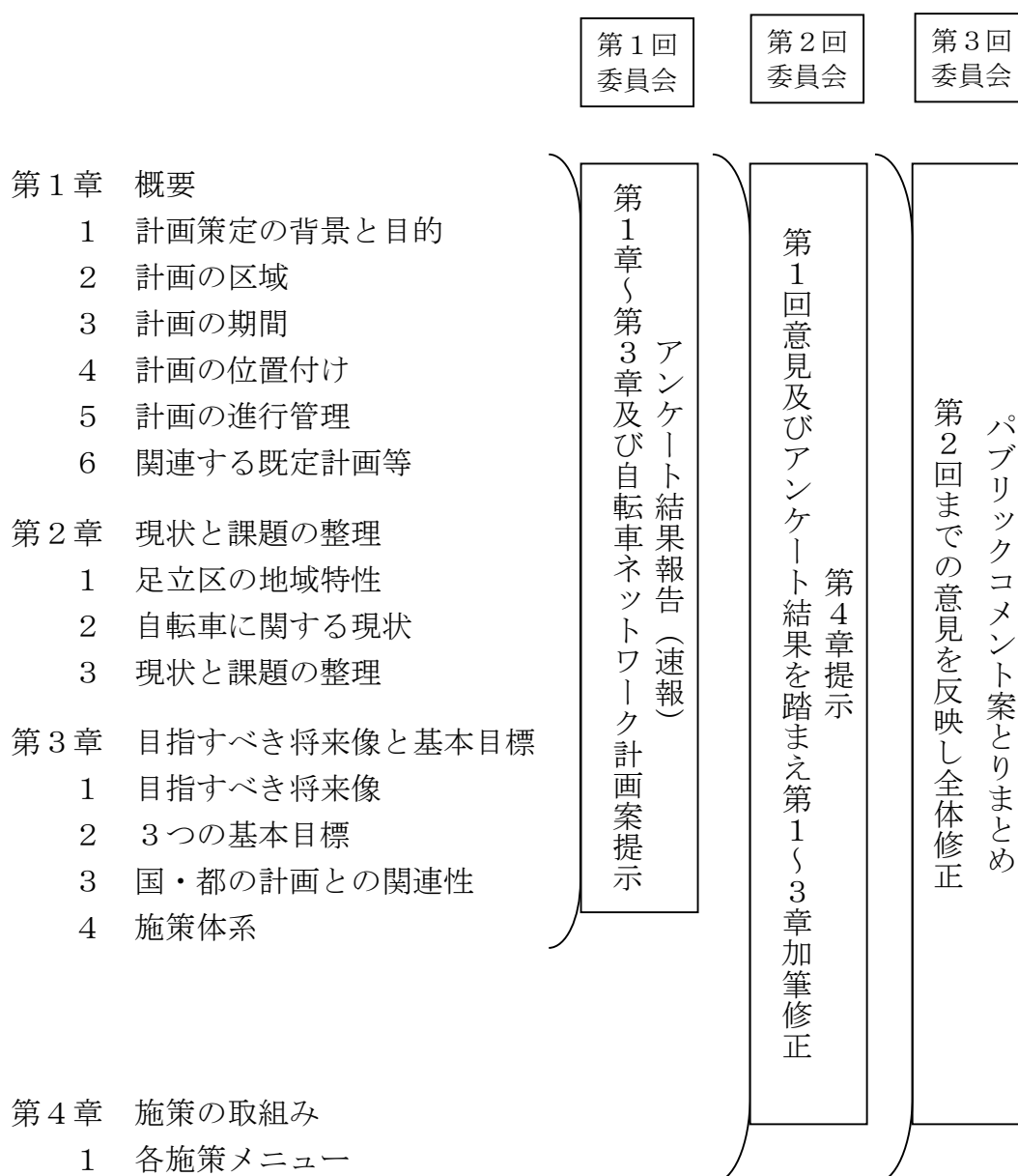
委員会は3回の開催を予定しています。

第3回委員会で計画（案）をとりまとめたのちにパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を反映し計画を策定します。

3 スケジュール（案）

時期	項目	内容
R5.9	自転車利用者アンケート調査	区内高校在学学生及び 無作為抽出者 1000 名
R5.10.18	第1回委員会	第1～3章、自転車ネットワーク計画案 を提示・意見聴取 アンケート結果報告（速報値）
R6.1.10	第2回委員会 午前10時より	第1～3章に第1回の意見及びアンケート結果を反映 第4章を提示
R6.3	第3回委員会	第2回委員会の意見を踏まえ全体を修正 パブリックコメント計画案を作成
R6.4～5	パブリックコメント	
R6.6	計画策定公表	

4 推進計画の構成（案）及び検討の進め方





足立区

足立区自転車活用推進計画 (案)

(第一回委員会資料)

令和5年10月

都市建設部 交通対策課



はじめに（区長コメント）

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の区域	2
3	計画の期間	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の進行管理	4
6	関連する既定計画等	5
(1)	国の自転車活用計画	5
(2)	都の自転車活用計画	5
(3)	区の関係する計画等との関連性	6
第2章	現状と課題の整理	11
1	足立区の地域特性	11
(1)	位置・地勢	11
(2)	人口及び世帯数	12
(3)	交通ネットワーク	13
2	自転車に関する現状	15
(1)	自転車の特性	15
(2)	自転車の保有・利用状況	17
(3)	駐輪環境に関する状況	22
(4)	自転車事故等に関する状況	26
(5)	自転車走行空間整備状況	36
(6)	自転車シェアリングの取組み	40
(7)	ビューティフル・ウィンドウズ運動	45
(8)	自転車利用に関連する区内主要施設	48
3	現状と課題の整理	50
(1)	現状のまとめ	50
(1)	課題整理	52
第3章	目指すべき将来像と基本目標	53
1	自転車活用推進計画の目指すべき将来像	53
2	3つの基本目標	54
3	国・都の計画との関連性	55
4	施策体系	56



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では自転車利用を促す取組が急速に進められており、平成29（2017）年5月1日に「自転車活用推進法」が施行され、国に対し自転車活用推進計画の策定が義務付けられるとともに、区市町村に対しては都道府県の推進計画を勘案して区市町村自転車活用推進計画を策定するよう努めるものとされました。

国は、平成30（2018）年6月に令和2年度までを計画期間とする「自転車活用推進計画」を、さらに令和3（2021）年5月には、持続可能な社会の実現に向けた自転車活用の推進を一層図るため令和7（2025）年度までを計画期間とする「第2次自転車活用推進計画（以下、「国の推進計画」という。）を閣議決定しました。

こうした中、足立区は、平成11（1999）年度に建設省（現国土交通省）から自転車利用環境整備モデル都市に選定され、都や周辺区と合わせて自転車利用に関するモデル的な取組を進めるとともに、平成16（2004）年に「足立区自転車利用環境整備計画」を、平成29（2017）年には「足立区自転車走行環境整備方針（素案）」を策定し、あわせてビューティフルウィンドウズ運動を積極的に展開するなど、自転車利用環境の整備や防犯対策の向上に努めた結果、自転車不法投棄や盗難、自転車が関与する事故件数などの減少など一定の成果をあげてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、社会経済活動が活発化したことにより、自転車盗難や事故件数も増加に転じるなど、今後、さらなる安全・安心に向けた自転車利用環境の整備が求められています。

区は令和4年5月に内閣府により「SDG s 未来都市」に選定されており、SDG s を原動力とした持続可能なまちづくりを区民や事業者ともに取り組むこととしています。脱炭素化に向けた自動車から自転車への利用転換による環境面での効果のほか、経済や社会面など様々な視点から自転車活用によるSDG s 達成に向けた施策を展開し、今後の持続可能な都市づくりを進めるため本計画を策定します。





2 計画の区域

計画区域は、足立区全域とします。



図 1.1 計画区域

3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10か年とします。なお計画期間の中間年にあたる令和10（2028）年度に見直しを行います。

		計画期間														～					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		R13	R14	R15		
区	自転車活用推進計画																		自転車活用推進計画	次期計画(未定)	
																			★ 中間見直しの実施		
国	自転車活用推進計画																		第1次計画	第2次計画	次期計画(未定)
都	自転車活用推進計画																		旧計画	現行計画	次期計画(未定)

図 1.2 計画期間



4 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法（平成29年5月1日施行）第11条に基づき、足立区の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めます。

策定にあたっては、国や都の自転車活用計画を勘案し、「足立区基本構想・基本計画」を上位計画とし、その他関連する区の各種計画等と整合・連携を図り、区の基本構想に定める「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け、自転車活用の方向性を示すものとします。

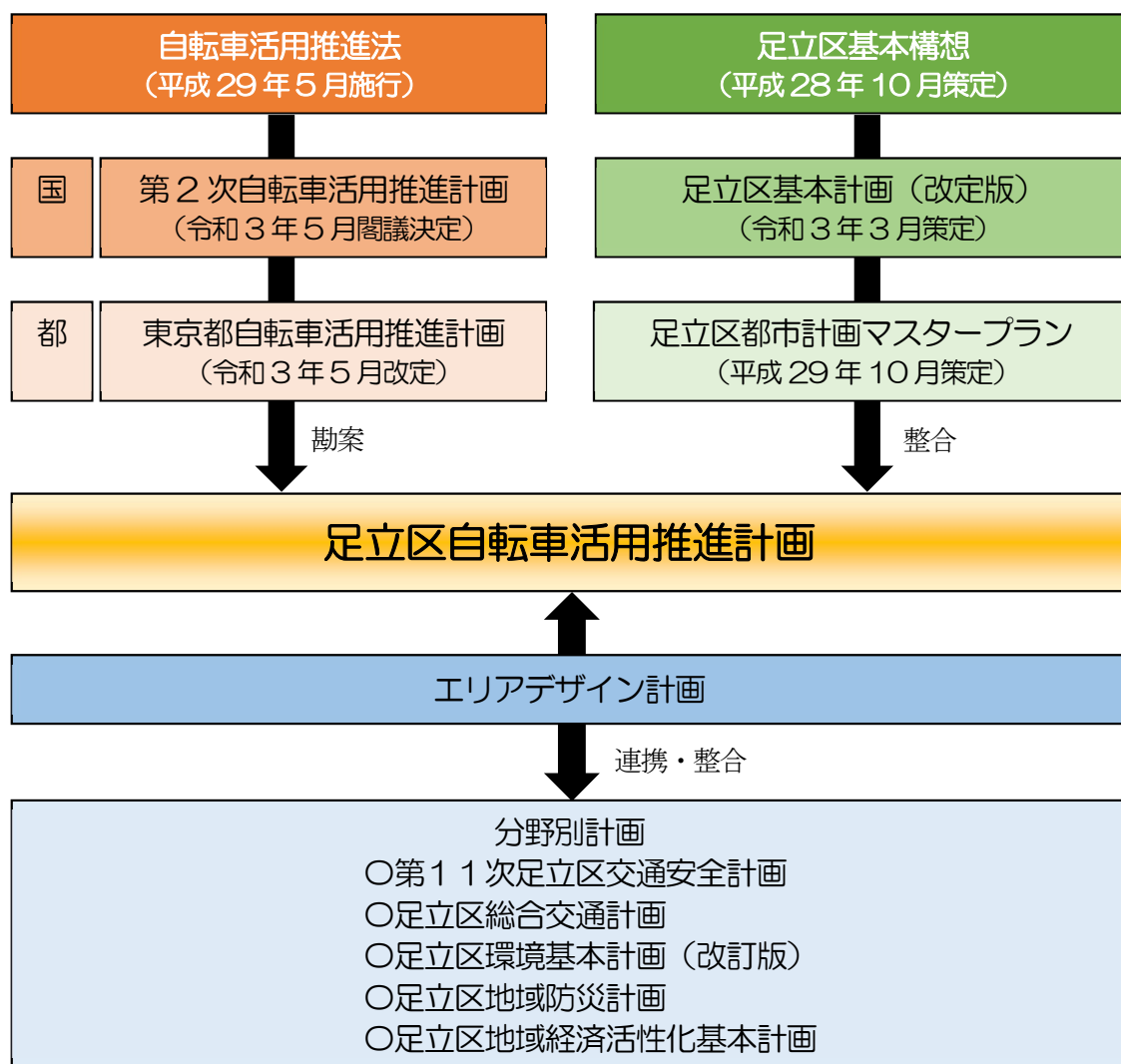
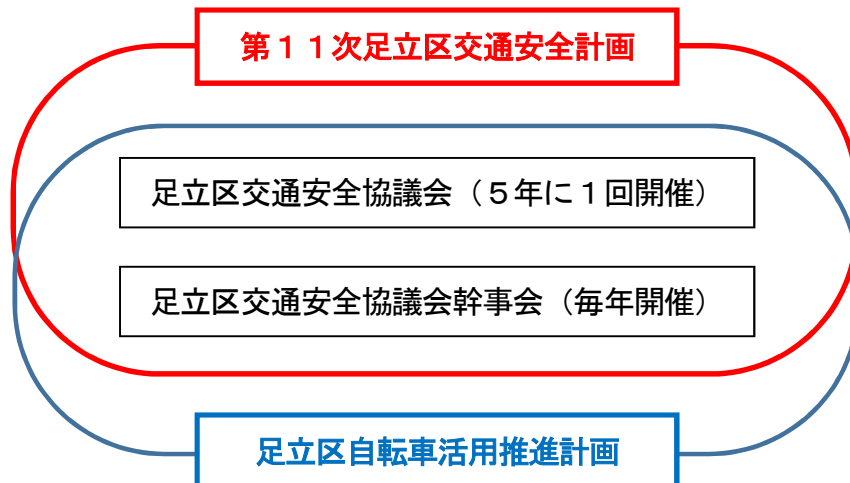


図 1.3 本計画の位置付け



5 計画の進行管理

本計画は、区の交通安全対策の基本となる「第11次足立区交通安全計画」と密接に関連することから、毎年開催される「足立区交通安全協議会幹事会」において「交通安全計画」の進捗状況とあわせて、各年度における本計画の進捗及び達成状況を確認し着実に推進するとともに、指標や目標値の見直し検討を行っていきます。



また、本計画に示した施策をより実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。各施策の進捗状況や成果については、議会に報告するとともに区のホームページ等で公表します。





6 関連する既定計画等

(1) 国の自転車活用推進計画

国は自転車活用推進法の目的にのっとり、令和3（2021）年5月に令和7（2025）年度までを計画期間とした「第二次自転車活用推進計画」を策定しました。同計画における4つの目標は以下の通りです。

(国) 第二次自転車活用推進計画	
目標1	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
目標2	サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
目標3	サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
目標4	自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(2) 都の自転車活用推進計画

東京都は国の第二次自転車活用推進計画を踏まえ、令和3（2021）年5月に「東京都自転車活用推進計画（改定版）」を策定しました。

同計画では、目指すべき将来像及び4つ施策分野を以下の通り定めています。

東京都自転車活用推進計画（改定版）	
目指すべき将来像	誰もが自転車を安全・安心・快適に利用できる環境づくり
施策分野1	【環境形成】 ～様々な場面で自転車が利用される将来～
施策分野2	【健康増進】 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～
施策分野3	【観光振興】 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～
施策分野4	【安全・安心】 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～



(3) 区の関係する計画等との関連性

区の上位計画等における、自転車に関する方針及び施策等について以下に示します。

足立区基本計画（改定版）			
施行年月	令和3（2021）年3月	計画期間	令和6（2024）年度
概要 及び 関連事項	<p><位置付け></p> <p>基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策を体系的に定めたもの</p> <p><基本となる考え方（第3章）></p> <p>第3節 安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進</p> <p>(2) メリハリのあるまちづくりの推進</p> <p>エ 便利で快適な交通・物流ネットワークによるまちづくり</p> <p>(ウ) 安心して利用できる道路環境の充実</p> <p>・ <u>自転車ナビマークの整備や交通安全意識の普及啓発活動を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境を整えます。</u></p> <p><関連する施策の内容></p> <p>柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち</p> <p>施策群⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる</p> <p>施策⑩-1 スムーズに移動できる交通環境の整備</p> <p>施策の方向（目標） 便利で快適な交通環境の実現を目指し、まちづくりと連携し、鉄道やバス路線網の充実を図る。</p> <p>方針 <u>交通不便地域を解消するバスやバス以外の多様な交通手段の導入を順次進める。</u></p> <p>施策⑩-2 安全に利用できる道路環境の整備</p> <p>施策の方向（目標） 安全で良好な道路環境を形成し、道路の機能に起因した事故発生件数の減少を図る。</p> <p>交通安全意識の普及啓発活動を推進し、交通事故発生件数の減少を図る。</p> <p>方針 <u>自転車保険加入義務化やながらスマホの禁止について周知し、ターゲットを絞った各種啓発活動を継続的に行い、特に自転車・歩行者が関与する交通事故死傷者数の減少にさらに取り組む。</u></p> <p>施策群⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める</p> <p>施策⑪-2 エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開</p> <p>施策の方向（目標） エリアデザイン計画に基づき、拠点及び周辺環境の整備することにより、各エリアの魅力を高めイメージアップを図り、住みたくなる。訪れたくなるまちづくりを推進する。</p> <p>方針 <u>エリアデザイン計画を策定する中で、進めるべき拠点開発方針を定め、周辺環境整備の方向性を決定する。</u></p>		



足立区都市計画マスタープラン			
施行年月	平成29(2018)年10月	計画期間	30年後を見据え策定
概要 及び 関連事項	<p><まちの目指すべき姿> 協創力で作る 安全で活力と魅力あふれるまち 足立</p> <p><3つの柱></p> <p>① 災害に強い、安全なまちづくり ② メリハリのあるまちづくりの推進 ③ 環境に配慮したまちづくり</p> <p><テーマ別まちづくり></p> <p>3 交通・交流拠点の整備による魅力あるまちづくり</p> <p>(2) 交通・交流軸の形成</p> <p>①都市計画道路等とその沿道の整備 ・<u>連続した自転車走行環境の整備、自転車駐車場の整備と拡充</u></p> <p>②拠点間ネットワークの強化 ・<u>自転車走行空間の連続性の確保</u></p> <p>(4) 歩行者・自転車利用者の安全性と快適性の向上</p> <p>②自転車利用者の安全性・快適性 ・自転車・歩行者の快適な通行環境を確保するため、<u>駅周辺などを優先して自転車専用通行帯や自転車ナビマークの設置</u>などの整備を進める。 ・回遊性を高めるため、<u>幹線道路の自転車走行環境の整備</u>に取り組む。 ・<u>自転車駐車場を安定的に確保</u>する。</p> <p>③交通安全対策の推進 ・<u>自転車利用者のルール・マナー向上に向けた啓発活動と放置自転車等防止の規制強化</u></p> <p>4 地域経済の発展を促す活力あるまちづくり</p> <p>(1) 訪れたいまちづくり <u>観光資源について周辺も含めた魅力の向上</u>を図り、区外から来街者を呼び込み地域の活性化につなげる。</p> <p>5 豊かな水と緑に包まれた地球環境にやさしいまちづくり</p> <p>(4) 地球温暖化に対する脱炭素まちづくりの推進</p> <p>①都市構造・交通分野での推進 ・都市機能の集約と<u>徒歩や自転車、公共交通でネットワークされた自動車を使わない都市構造の集約により温室効果ガスの排出を削減</u>する。 ・自動車から自転車利用への転換を図るため、観光客や通勤・通学・業務交通の多い拠点を中心に<u>コミュニティサイクルの拡充</u>を進める。</p>		



第1次足立区交通安全計画			
施行年月	令和3年度	計画期間	令和7年度
概要 及び 関連事項	<p><概要> 交通対策基本法に基づき、昭和46年以降5年ごとに実行性のある交通安全対策を重点的、計画的に推進するため策定。</p> <p><目標> 目標①（基本目標）令和7年度までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする 目標②（補完目標）<u>令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。</u></p> <p><3つの柱></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び子どもの交通安全の確保 2 <u>自転車の安全利用の推進</u> 3 二輪車の安全対策の推進 <p><主な施策></p> <p>第1章 道路交通環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 <u>自転車走行環境の整備</u> 6 <u>駐車・駐輪施設の整備及び拡充</u> 7 その他の道路環境の整備 <p>第2章 交通安全意識の普及及び徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>交通安全教育等の推進</u> 2 交通安全組織の育成及び拡大 3 <u>交通安全の普及啓発活動</u> <p>第3章 交通秩序の維持</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制の実施 2 駐車秩序の確立 3 指導取り締まりの強化 <p>第4章 安全運転と車両の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>車両の安全性の確保</u> <p>その他の施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) <u>自転車保険の加入義務化</u> 		



足立区総合交通計画			
施行年月	令和元年11月	計画期間	令和7年度
概要 及び 関連事項	<p><概要></p> <p>基本計画の柱の1つである「地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち」の実現に資する計画であり、徒歩、自転車、自動車、公共交通などすべての移動手段を対象とした総合的な交通計画として必要な施策を図る。</p> <p><目指すべき姿></p> <p>多様な人の移動を支える交通環境の整った「まち」足立</p> <p><基本目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人にとっても社会にとっても望ましい移動手段を自ら選択し、生活する人を育む 2 人々の移動実態に即した交通サービスを提供し、質の高い暮らしを実現する 3 駅や拠点へのアクセス向上や交通不便地域の改善を図り気軽に外出できるまちを築く 4 行政サービスのあり方や区民・交通事業者・区等の役割を明確化し、持続可能な交通環境を支え整える <p><主な施策></p> <p>B 自転車施策</p> <p>身近な交通手段で環境にやさしい自転車の有効活用と適正利用を実現します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>自転車走行環境整備</u> ② <u>自転車駐車場の整備</u> ③ <u>サイクルアンドバスライドの普及啓発</u> ④ <u>自転車シェアリングの拡充</u> ⑤ <u>放置自転車対策</u> ⑥ <u>交通安全教育</u> 		

第三次足立区環境基本計画改定版			
施行年月	令和4年3月	計画期間	令和6年度
概要 及び 関連事項	<p><概要></p> <p>区の将来像を実現するため、将来にわたり環境が保全された持続可能なまちであることが求められることから、環境基本計画の取組みが区の将来像の実現を支える基盤となる。</p> <p><基本方針></p> <p>地球にやさしいひとのまち</p> <p><関連する柱及び施策></p> <p>柱1 地球温暖化・エネルギー対策</p> <p>施策群1-1 エネルギーの効率的な利用</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 低炭素な交通手段への転換 <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進 ●自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進によつて自転車利用の環境整備 		



足立区地域防災計画			
施行年月	令和3年度	計画期間	令和6年度
概要 及び 関連事項	<p><概要></p> <p>足立区防災会議が策定する区の地域における災害対策に関する、総合的かつ基本的な計画。減災の視点で区と防災関係機関、区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。</p> <p><関連する取組み></p> <p>第3部 災害予防計画</p> <p>第5節 輸送車両等の確保</p> <p>第1 対策内容と役割分担</p> <p>区（総務部、危機管理部、区民部）</p> <p>一般的な輸送手段として車両や原付自転車等を確保、状況に応じて関係機関と連携し航空機、舟艇を使用する体制整備を進める。</p> <p>第2 詳細な取組内容</p> <p>区（総務部、危機管理部、区民部）</p> <p><u>交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用することを予定した体制を整備する。</u></p>		

足立区地域経済活性化基本計画（改定版）			
施行年月	令和5年3月	計画期間	令和7年度
概要 及び 関連事項	<p><目的></p> <p>地域経済の活性化及び産業の振興に資する施策の方向性を明らかにし、その指標を示すことにより、区のみならず民間の資源が効果的に活用され、結果として区内経済の好循環を生み出すことを目的とする。</p> <p><目指すべき姿></p> <p>人・企業を支え 仕事・まちを育てる ～つながりが活力を生む～</p> <p><関連する施策等></p> <p>柱6 訪れたいまちにする観光施策とプロモーション</p> <p>【目指す姿】地域資源の発掘・活用に努め、区内エリアの回遊性を向上させるとともに、ターゲットを意識したインパクトのある情報発信により区内外の評価を高めることで来街者を増やす。</p> <p>【区の方針】エリアデザインにより新たに生まれる、<u>スポーツ・文化施設等と区内に点在する資源を線で繋ぎ、シェアリングサービス等で回遊性を向上させる。</u>また、劇場、民間美術館、イベントスペース等を観光資源と連携させることで、来街者の拡大を図る。</p>		